

離職者等再就職訓練仕様書（大型自動車一種運転業務従事者育成コース）

1 事業の目的

公共職業安定所に求職の申し込みを行い、職業能力の開発を必要とする求職者向けに、専修学校・特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）・企業等がもつ教育訓練資源を最大に活用した多様な訓練を実施し、円滑な再就職を支援する。

2 委託業務名

離職者等再就職訓練（大型自動車一種運転業務従事者育成コース）

3 訓練対象者

次の条件をすべて満たしている者

- ① 公共職業安定所に求職申込みを行っている者で、申込みをする分野に関連する職種への就職を希望し、公共職業安定所長の受講あっせん（受講指示に限る。）を受けることができる者。
- ② 原則として、公共職業訓練等を受講修了後、1年を超える者。
- ③ 自動車運送業界の大型自動車の運転業務への就職を希望する者
- ④ 直近の職歴において自動車運送業界での就業経験が無い者（運転手以外の職種での就業経験を含み、直近の離職から1年以上を経過している場合を除く。）
- ⑤ 訓練受講の開始日時点で関係法令において大型自動車一種免許取得のための資格を満たしている者（21歳（道路交通法施行令で定める教習を修了した者にあっては19歳）以上で、中型免許、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許を取得後通算して3年（道路交通法施行令で定める教習を修了した者にあっては19歳1年）以上を経過している者）
ただし、⑤については、効果的な訓練実施のため、募集条件に所持する免許を制限し、対象者を設定することは差し支えない。

4 実施場所

本訓練の実施場所は、千葉県内とする。ただし、企業実習の場所は、原則千葉県内とするが、開催地域により生じる受講生の利便性を考慮する場合は、この限りではない。

5 受講料

本訓練の受講料は無料とする。ただし、以下の経費については、訓練受講生本人の負担とする。

- ① 訓練受講生本人の私有となる教科書や教材等に要する経費
- ② 指定教習所において法定の教習時間を超える教習が必要となった場合の当該超過時間に要する費用
- ③ 教習に要する費用のうち、修了（卒業）検定の再検定料、仮免許の再検定料、写真代及び教本代
- ④ 適性検査料
- ⑤ 企業実習先の設備や他人に対する損害賠償責任に関する保険の保険料
- ⑥ オンライン訓練を行う場合の受講に必要な設備等の経費及び通信費（訓練受講生の募集時に設備等の受講生本人負担があることをあらかじめ説明している場合に限る）

※オンラインについて

オンラインとは、通信の方法のうち、テレビ会議システム等を使用し、講師と訓練生が映像・音声により互いにやり取りを行う等の同時かつ双方向に行われるものをいう。

6 定 員 1コースあたり15名以内**7 コースの概要**

自動車運送業界における大型自動車の運転業務への就業を希望する求職者を対象として、大型自動車一種免許の取得及び自動車運送業界の就労に必要となる知識等の習得を目指す訓練を実施する訓練コース ※1人以上の託児サービスを付したコースの設定も可能

8 訓練期間 2か月未満**9 委託費等****(1) 契約単価の上限額（消費税及び地方消費税抜き）****①訓練実施経費 363,000円（1人当たりの単価）**

※訓練実施経費の単価は、直接訓練を実施することにかかる個別の経費の積み上げに基づき積算すること。ただし、自動車教習施設における訓練費用については一般の教習受講者と同額であること。

②託児サービス委託費 66,000円（託児児童一人当たりの月額単価）

※託児サービスの利用実績があった場合のみ支給する。

※託児サービス委託費の単価は、託児サービス提供機関における一般の利用者の利用単価と同額とすること。

※訓練生の託児サービスの利用料は無料とする。ただし、託児サービス利用料に含まれない食事・軽食（ミルク、おやつを含む）代、おむつ代等、実費分については、保護者（訓練生）の負担とし、委託費には含めないこと。

(2) 支払額の算定**①訓練実施経費**

委託費の額は、訓練を修了した者に一人当たり単価を乗じ、委託費を算定する。

ただし、中途退校者であっても、訓練設定時間の80%に相当する時間の訓練を受講した者については、支払いの対象とする。

その際、中途退校者については中途退校日までに要した自動車教習経費及び自動車教習以外の訓練に要した経費を支払い対象とすることとし、自動車教習経費の額は一般の教習受講者と同様の精算方法により算出し、自動車教習以外に要した経費の額は受講した時間数を訓練設定時間数で按分して算出する。

②託児サービス委託費

委託費の額は託児児童一人につき算定し、利用した月に対して1人当たりの月額単価を乗じ、委託費を算定する。

また、中途退校等による早期終了及び訓練生の事情により託児サービスの利用を中止した場合の取り扱いについては、当該日が属する算定基礎月における訓練をすべき日数を分母に、訓練実施日数（訓練生の事情により託児サービスの利用を中止した場合は中止した日までの訓練実施日数）を分子にして得た率に託児サービス単価を乗じることにより算出して得た額を、支払うこととする（1円未満の端数は切り捨てる。）。

ただし、契約する託児サービス提供機関において、一般の利用者の費用負担の方法が契約した月額を支払うこととなっている場合であって、契約上、訓練実施日数分のみの支払いをすることが困難な場合は、託児サービス単価を支払うことができる。

なお、託児サービス単価を日額単価で契約している場合は、上記の取扱いによらず、利用した日数分を日額単価により支払うこととする。

10 業務の内容

- (1) 訓練の実施
- (2) 受講生の就職支援
- (3) 訓練及び就職支援の実施に伴う業務
- (4) 託児サービスの提供（託児サービスを付したコースのみ）
- (5) その他、目的を達成のために必要と認められる業務

11 訓練の内容

(1) 訓練全体

- ① 自動車教習施設における大型自動車一種免許の学科及び実技のほか、自動車運送業界における各種法令等の基礎やITスキル等の習得、1週間程度の企業実習を組み合わせた実践的なものであり、次の要件を全て満たしていること。
 - ア カリキュラムは、訓練の目標（仕上がり像）と整合性を有するものであること。
 - イ 訓練の目標（仕上がり像）及びカリキュラム内容が真に就業に資するための技能・技術であること。
 - ウ 学科については、オンライン訓練を行うことができる。ただし、通所の訓練に相当する訓練効果を有すること。
 - エ オンライン訓練を行う場合には、通所による訓練の時間を総訓練時間の20%以上確保すること。なお、通所による訓練の実施にあたっては、訓練効果を高める時期に設定すること。
 - オ オンライン訓練は、「なりすまし」による不正受講を防止するため、原則として、訓練受講時に訓練生本人であることをWEBカメラ、個人認証ID及びパスワードの入力、メール、電話等により確認すること。
 - カ オンライン訓練の実施に先立ち、オンライン接続等の方法を訓練生本人に説明するとともに、オンライン接続テストを行うこと。また、訓練中に通信障害等によりオンライン接続が遮断された場合に訓練生本人に迅速に連絡をとれる方法を確保し、接続の復旧に向けたアドバイス等を的確に行える体制を整備すること。
- ② 次のいずれにも該当しないこと
 - ア 直接、職業能力の開発・向上に関連しないものや、一定の関連性があっても一般的に趣味・教養・生活等との関連性が強いもの、職業能力のごく一部を開発・向上するに過ぎないもの、通常の就職に当たって特別の教育訓練を要しないもの。
 - イ 概ね高等学校普通科の教育までで習得できる基礎的、入門的水準のもの。
 - ウ 通常の雇用・就業形態を勘案した場合、その職業能力を習得したとしても安定した雇用・起業等に結びつくことが期待し難いもの。
 - エ 業務独占資格（法令の規定により当該資格を有しない者による当該資格に係る業務への従事が禁止されている資格をいう。以下同じ。）又は名称独占資格（法令の規定により当該資格を有しない者の当該資格の名称の使用が禁止されている資格をいう。以下同じ。）の存する職業に係るものであって、当該資格取得に資るために1年以上の訓練コース設定が必要なもの。
 - オ 資格取得を目的としたもののうち、当該資格の社会的認知度が総じて低いもの、合格者数が相当程度少なく、かつ、総量規制がなされているもの、専ら公務員としての就職の要件となっているもの。
 - カ 特別の法律に基づかない医療類似行為に係る能力習得を目的とし、訓練実施上、身体への接触が不可避なもの。
 - キ その他就業に必要な職業能力習得に資する訓練コース設定とするためには、委託訓練期間、委託費等の要件に明らかに当てはまらないもの。
 - ク 船員職業安定法第6条第1項に規定する船員の養成に係るもの。
 - ケ 夜間又は土日のみ訓練を実施するもの。

(2) 法定教習

訓練生が所持する自動車運転免許証の種類ごとに法令で定められている内容の教習を実施すること

(3) 法定教習以外の訓練

I T スキルの習得など、法定教習以外に自動車運送業界で必要となる知識等習得のためのカリキュラムを実施すること

訓練分野の特性に応じ、基礎的なデジタルリテラシーの要素を含むカリキュラムを訓練設定時間の中で設定すること。

(4) 企業実習

企業実習を行う場合は、次によること

- ア 既に取得済みの自動車運転免許（普通自動車免許等）での運転を含め、運転業務は企業
く
- イ 当訓練に関係のない業務に従事させないこと。
- ウ 企業実習に作業が伴う場合には、安全、衛生、その他の作業条件について、労働基準法及
び労働安全衛生法の規定に準ずる扱いをすること。
- エ 時間外、夜間、泊まり込みによる訓練を実施しないこと。
- オ 企業実習において、訓練生への賃金等の金銭の授受は行わないこと。
- カ 訓練生には、企業実習先の設備や他人に対する損害賠償責任に対する民間保険への加入を
義務付けること。（保険料については、訓練生の負担とする。）
- キ 企業実習を開始する前に、企業実習先と再委託契約を締結すること（契約書には、実習
内容、実習期間、実習時間、受講生の管理体制について明記すること。）とし、当該契約書
の写しをテクノスクールに提出すること。
- ク 企業実習先リストを作成すること。

12 訓練スケジュール

(1) 訓練期間の設定

訓練期間は8に定める期間とし、訓練開始日は開講月の初日（当該日が土日、祝日及び年末年始等の休日（以下「休日等」という。）の場合は、その日後において最も近い休日等でない日）とし、訓練修了日は修了月の月末（当該日が休日等の場合は、その日前において最も近い休日等でない日）とし、訓練開始日には入校式を、訓練終了日には修了式を実施する。

(2) 訓練時間の設定（標準）

①法定教習時間

- ア 訓練時間は、訓練生が所持する免許の種類ごとに法令で定められる教習時間とする。
- イ 自動車教習施設における訓練は、土日の実施も可能とする。

②法定教習以外の訓練時間

- ア 法定教習以外の自動車運送業界において必要となる知識等の習得を図る訓練及び企業実習
については、全訓練生同一の訓練時間とする。

- イ 訓練時間は、週5日（原則として土日祝日を除く。）の1日6時間の訓練カリキュラムを
標準とすること。

- ③訓練期間中の総訓練設定時間数が上記①及び②の合計で80時間以上の訓練を実施すること。
(入校式、修了式及び就職活動日は、訓練時間に含めない。)

- ④訓練時間については、1単位時間を45分以上60分未満（休憩時間を除く。）とする場合に
あっては、当該1単位時間を1時間とみなし、1単位時間を90分とするものは当該1単位時間
を2時間とみなす。

- ⑤訓練の実施については、午前9時から午後5時までの間で任意に設定して差し支えないものとす
る。なお、自動車教習施設における訓練については、教習時間が確保できない等特別の理由があ
る場合は、早朝や夜間の教習も可能とする。

- ⑥ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルタントを実施した時間についても、訓練設定時間に
含めることができる。

(3) 就職活動日

カリキュラムの作成にあたっては、原則として訓練修了日の1か月前を目途に、就職活動日（就職
活動がしやすい半日）として休日を設定し、就職が決まっていない受講生について必ず公共職業

安定所へ誘導し、就職相談を受けさせること。

1.3 訓練の実施

(1) 訓練の実施

- ①企画提案したカリキュラム及び本仕様に基づいた訓練内容を実施すること。
- ②訓練の実施に先立ち、必要な他の関係法令等に基づく手続きについては適正に行い、当該手続きについて完了したことを証する書面の写しを委託契約締結までに提出すること。
- ③受講申込者数が、企画提案時に受託者が設定した開講可能最少人数を超えた場合は、必ず訓練を実施すること。なお、選考試験日までに受講申し込みの辞退等があり、開講可能最少人数を下回った場合においても、必ず訓練を実施すること。
- ④受講申込者数が、企画提案時に受託者が設定した開講可能最少人数を下回った場合は、訓練実施について、千葉県と別途協議を行い、訓練の実施または中止を決定する。なお、訓練の実施を決定した場合は、いかなる場合においても訓練を実施すること。

(2) 訓練の実施体制

①運営体制

- ア 訓練運営に当たって、施設・設備及び訓練指導体制等の訓練全般に係る責任者1名を訓練開設校舎ごとに配置でき、また受講者からの問い合わせ等に常時対応する窓口として事務担当者を1名以上配置できる体制が講じられていること。なお、事務担当者は、講師と兼務することはできない。
- イ 訓練の実施にあたり、事業を適切に運営できる組織体制を整備し、必要な職員を配置していること。
- ウ 教育訓練を実施する上で必要となる教室、設備、備品等を所有又は賃貸借契約等により常に使用できる状態となっていること。
- エ カリキュラムにパソコンを使用する内容が含まれる場合にあっては、パソコンについては1人1台の割合で設置されていること、及びソフトウェアについて使用許諾契約に基づき、適正に使用できるものであること。

②指導体制

- ア 講師は、実技にあっては受講生15人に1人以上、学科にあっては受講生30人に1人以上の配置を標準とすること。
- イ 講師は、職業訓練指導員免許を有する者又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条の2第2項の規定に該当する者であり、職業訓練の適切な指導が可能であると認められる者であること。
- ウ その他、教育訓練を効果的に指導できる専門知識、能力、経験を有する講師を配置すること。

(3) 補講

修了要件に満たない訓練受講者には、補講等の措置を講じること。（原則として、訓練期間中の補講等に要する経費は訓練実施経費に含む。）

1.4 就職支援の実施

(1) 就職支援の実施

過去の訓練生等に対する就職実績を踏まえ、次の事項を考慮し、訓練生に対する就職支援の提案をすること。また、企画提案の内容及び本仕様に基づき、就職支援を実施することとなるので、実現可能な提案であること。

- ア 受講生のジョブ・カード作成支援及びジョブ・カードを活用した職業相談を実施すること。
- イ 職業相談を含む個別面接の実施、職務経歴書及び履歴書作成の指導等を含めた有効な就職支援を実施すること。
- ウ 原則として、訓練期間中にキャリアコンサルティングを受講生に対して1人ずつ実施すること。また、初回のキャリアコンサルティングは特別の事情がない限り、訓練開始月に実施することとし、実施回数は3回以上が望ましいが、訓練内容に応じて可能な回数を設定すること。
- エ 受講生に対して、公共職業安定所及びその他職業紹介機関から提供された求人情報の提供

を適宜行うこと。

オ 適宜、就職相談等を実施し、訓練修了後の早期就職に向けた支援を行うこと。

カ 本仕様書に明記されていない、内容であっても、訓練修了後の早期就職に向けた独自の就職支援の実施も可とする。

(2) 就職支援の体制

就職支援の実施にあたっては、次の要件を満たし、適切に運営できる組織体制を提案すること。

ア 原則として、キャリアコンサルタント、キャリアコンサルティング技能士（1級又は2級）又は職業訓練指導員免許を保有する者を1人以上配置すること。

イ 就職支援責任者を1人配置すること。なお、就職支援責任者は、訓練実施期間中の過半以上、訓練実施施設に常駐していること。

ウ 上記以外にも就職支援実施に必要な人員を配置することもできる。

15 訓練及び就職支援の実施に伴う業務

- ①訓練受講者の出欠席の管理及び指導
- ②訓練の指導記録の作成
- ③受講証明書及び職業訓練受講給付金等に係る事務処理
- ④訓練受講者の欠席届等に係る各種証明書等の添付の確認及び提出指導
- ⑤訓練受講者の住所、氏名、金融機関等の変更に係る事務処理
- ⑥訓練受講者の中途退校に係る事務処理
- ⑦受講証明書、欠席・遅刻・早退届、添付証明書等の提出
- ⑧災害発生時の連絡
- ⑨訓練実施状況の把握及び報告
- ⑩訓練受講者の能力習得状況の把握及び報告
- ⑪就職状況報告の取りまとめ及び就職状況報告一覧の作成報告
- ⑫託児サービスの実施に係る日誌の作成及び報告（託児サービスを設定しているコースのみ）
- ⑬保育を受ける児童及び保育者の双方を対象とした傷害保険、賠償責任保険等への加入（託児サービスを設定しているコースのみ）
- ⑭その他県が必要と認める事務

16 託児サービスの提供（託児サービスを設定しているコースのみ）

「託児サービスの提供」については、以下によること。

(1) 託児サービスの託児数

託児付き訓練コース以外の分野において託児サービスの提供を行う場合は、1人以上の託児の受け入れが可能であること。

(2) 託児サービス利用対象者

受講生のうち、就学前の児童の保護者であって、訓練を受講することによって、当該児童を保育できない者、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができない者

(3) 託児サービスの提供内容

上記（2）の利用対象者に対し、訓練期間中及び休憩時間中に、児童福祉法に定める保育所並びに小規模保育事業、家庭的保育事業、一時預かり事業を行う施設及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に定める保育所型認定こども園においては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生労働省令第63号）を満たす保育内容を、同法に定める幼保連携型認定こども園においては、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）を満たす保育内容を、同法に定める幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園、認可外保育施設においては、認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年3月29日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第177号）を満たす保育内容を提供すること。

（注）授乳・補水補助については託児サービス提供内容に含めるものとする。

(4) 託児サービスの提供方法

次のいずれかの方法により託児サービスを提供すること。

①施設内託児サービス

委託訓練を実施する訓練実施機関の施設内において、訓練実施機関自らまたは委託により、託児サービスを提供する。

②施設外託児サービス

訓練実施場所の施設外において、訓練実施機関自らまたは委託により、託児サービスを提供する。託児サービス提供機関が行う託児施設の場所は、訓練実施施設から通所が可能な適切な距離にあること。

(5) 託児サービス提供機関の要件

次の①～④の基準について、いずれにも該当する機関であること。

- ①児童福祉法または就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に定める次の（ア）～（カ）のいずれかの施設において託児サービスを実施すること。
 - （ア）保育所（保育所型認定こども園を含む）（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を満たしているものであって、原則として、保育所で行われる一時預かり事業に限る。）
 - （イ）小規模保育事業（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）を満たしているものであって、原則として、小規模保育事業で行われる一時預かり事業に限る。）
 - （ウ）家庭的保育事業（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を満たしているものであって、原則として、家庭的保育事業で行われる一時預かり事業に限る。）
 - （エ）幼保連携型認定こども園（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を満たしているものであって、原則として、幼保連携型認定こども園で行われる一時預かり事業に限る。）
 - （オ）認可外保育施設（幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園を含む）（認可外保育施設指導監督基準を満たしているものに限る。）
 - （カ）一時預かり事業を行う施設（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に規定する基準を満たしているものに限る。）
- ②託児サービス提供機関自らが、託児中の事故等に備え、傷害保険、賠償責任保険（保育を受ける児童及び保育者の双方を対象としたもの）等に加入すること。
- ③児童福祉法等の関係法令及び通知を遵守すること。
- ④「①～③」のほか、千葉県等において別途基準等を定めている場合は、これを遵守すること。

17 個人情報の取扱い

受講生に関するすべての個人情報について、個人の権利、利益を侵害することがないよう適正に管理すること。

18 その他

(1) 訓練生の募集について

- ①訓練生募集パンフレットの作成、公共職業安定所で実施する受講生募集に関する説明会など受講生の募集について必要な協力をを行うこと
- ②千葉県が指定する受講生募集の申込受付期間中に施設見学会を設定すること。
- ③オンライン訓練を行う場合、受講に必要な設備(パソコン等)及びインターネット接続環境（モバイルルーター等）の内容やパソコンスキル等及び、受託者が設備等を受講生に無償貸与できない場合においては、設備等を受講生が自ら用意する又は受託者が有償で貸与するものとし、その旨及び、受講生と受託者のどちらが通信費を負担するかを訓練生募集パンフレット等に明記するほか、施設見学会等においても説明すること。

(2) 受講生の選考

受講生の選考として、書類選考（応募動機、就職意欲の確認等）、面接試験等を実施する際には、千葉県立テクノスクールの求めに応じ、必要な協力をを行うこと。

(3) 繰続要件

自動車運送業界の運転業務への就職により、就職率が80%以上であること。就職率の算定に用

いる対象就職者は、訓練修了後3か月以内に就職（就職のための中退者を含む。）又は内定した者の中、一週間の所定労働時間が20時間以上であり、且つ「雇用期間の定め無し」又は「4か月以上」の雇用期間により雇い入れられた者及び自営を開始した者（訓練修了後3か月以内に設立又は開業し、かつ法人設立届出書又は個人事業開廃届出書の写しを提出した者に限る。）とする。また、就職については大型自動車1種の運転手として就職したものに限り、他の職種への就職を含めるとはできないこととする。

（4）その他

- ①本仕様書に定めのないものについては、国の委託訓練実施要領（平成13年12月3日能発第519号）及び千葉県の指示に従うこと。
- ②事務処理の取扱いについては、別途定めたものに従うこと。